

身体障害者診断書・意見書(じん臓機能障害用)

氏 名	大正・昭和 平成・令和 年 月	日生()歳 男・女			
住 所					
① 障害名 じん臓機能障害					
② 原因となった 疾病・外傷名	交通,労災,その他の 先天性,震災,震災以タ				
③ 疾病・外傷発生年月日 平成 令和 年	月 日・場所				
④ 参考となる経過・現症(エックス線)	写真及び検査所見を含む。)				
障害固定	又は障害確定(推定)	年 月 日			
⑤ 総合所見(障害の程度を詳細に記入。)				
	〔将来再認定 要 〔再認定の時期	(軽症化・重症化) ・ 不要 〕 年 月 〕			
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下のラ	意見を付す。				
年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所 在 地					
診療担当科名 科	医師氏名 (自筆による署名又	(は記名押印)			
障害の程度は、身体障害者福祉法 ・ 該当する (・ 該当しない	別表に掲げる障害に 級相当)				
注意 1 障害名には現在起こっている障害、		右上下肢麻痺、心臓機能障害			

- 注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 - 2 障害区分や等級決定のため、兵庫県社会福祉審議会から改めて照会する場合があります。
 - 3 記入に際しては、消すことができる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないでください。
 - 4 電子媒体での受付はしていません。診断書・意見書及び添付する検査データ等は紙媒体で作成してください。

じん臓の機能障害の状況及び所見

			 (該当するものを○でかこむこと)		
(1)	じん機能		(100-1)		3 2 2 /
	- ハラス	首	(ml / 分 •	測定不能)
	血清クレアチニン濃度	je.	($mg/d\ell$),i, C
ゥ	eGFR (推算糸球体濾過量)		((1.73 m²)
エ	血清尿素窒素濃度		($mg/d\ell$	1110 1117
	24時間尿量		(mg/ tt/ 日)	
	尿 所 見 (()	
	その他参考となる検査所見(胸部エ	ックス線	眼底不振	心雷図等)	
` /	身 長cm 体 重				
(3)	臨床症状(該当する項目が有の場合	は、それを	裏づける	所見を右の〔 〕	内に記入
する	ること。)				
ア	じん不全に基づく末梢神経症	(有・無)	()
イ	じん不全に基づく消化器症状	(有・無)	〔食思不	振、悪心、おう吐	、下痢〕
ウ	水分電解質異常	(有・無)	Na	mEq / l 、 K	mEq / ℓ
			Ca	mEq / \ell 、 P	$mg/d\ell$
			浮腫、	乏尿、多尿、脱水	、肺うっ血、
			その他	()]
工	じん不全に基づく精神異常	(有・無)			
オ	エックス線写真所見上における骨異栄養症	(有・無)	〔高度、	中等度、軽度〕	
カ	じん症貧血	(有・無)	Hb	g ∕dℓ、Ht	%
			赤血球	数 ×10 ⁴ /mm³	
キ	代謝性アシドーシス	(有・無)	(НСО3	mEq / ℓ)	
ク	重篤な高血圧症	(有・無)	最大血	圧/最小血圧	
				/ mmHg	
ケ	じん不全に直接関連するその	(有・無)		_	
	他の症状				
(4)]	現在までの治療内容				
(4) ,	元任よくの石原内台 (慢性透析療法の実施の有無()	同粉 /	公周 田周) 笙)	
	(受圧透り療法の天通の有無(凹奴 /		/ 寸/	
(E)	日常生活の制限による分類				
	ロ帝王侶の嗣談による万類 家庭内での普通の日常生活活動又に	+サムベの	極めて汨ョ	和ね口骨圧活活動	について
	ま支障がなく、それ以上の活動でも記念を内容の整層の日常生活活動でも			- "	
	家庭内での普通の日常生活活動又に				には又悍
	がないが、それ以上の活動は著しく制		- ,		は歩し /
	家庭内での極めて温和な日常生活注	古馴には文	陣かない	かて『以上の活動	は者しく
-	別限されるもの。(3級相当)) A-1170 5-)	71-	/ 1 - &TT - LET \	
工	自己の身辺の日常生活活動を著し	く制限され	るもの。	(1級相当)	

腎臓機能障害の認定基準

13/3/7/1/01/01/1	, HO/G = 1			
1 &IT-FILM	内因性クレアチニンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清 クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身			
1級相当	辺の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。			
	内因性クレアチニンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分			
3級相当	未満、又は血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl以上、8.0mg/dl			
	未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には			
	支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次の			
	いずれか 2 つ以上の所見があるものをいう。			
	a じん不全に基づく末梢神経症			
	b じん不全に基づく消化器症状			
	c 水分電解質異常			
	d じん不全に基づく精神異常			
	e エックス線写真所見における骨異栄養症			
	fじん性貧血			
	g 代謝性アシドーシス			
	h 重篤な高血圧症			
	i じん疾患に直接関連するその他の症状			
	内因性クレアチニンクリアランス値が 20ml/分以上、30ml/分			
4級相当	未満、又は血清クレアチニン濃度が 3.0mg/dl 以上、5.0mg/dl			
	未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社			
	会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の			
	活動は著しく制限されるか、又は3級相当の a から i までのうち			
	いずれか 2 つ以上の所見のあるものをいう。			
じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の				
除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間				

(2024.03)

中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定する。